福県医発第２０３３号（総）
平成１７年２月１４日

1298
17. 2. 15
小郡三井医師会

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘

地域保健法施行令第４条に定める保健所長の資格について

標記の件につきまして、厚生労働省より日本医師会を通じて、別紙のとおり通知がありました。厚生労働省「保健所長の医師資格要件の見直しについて」につきましては、平成 16 年 5 月 18 日付にてお送りしておりましたが、今般、地域保健法施行令が一部改正されたことに伴い通知されたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本通知の適応は、平成 17 年４月１日でありますことを申し添えます。

小郡三井医師会より　　**担当理事　蒲池　壽**

丸山泉

日医発第1101号（地Ⅲ208）

平成１７年１月３１日

都道府県医師会

会　長　殿

日本医師会

会長　植松治雄

地域保健法施行令第４条に定める保健所長の資格について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

厚生労働省「保健所長の医師資格要件の見直しについて」につきましては、平成１６年５月７日付（地Ⅲ１７）にてお送りいたしました。

今般、地域保健法施行令の一部改正（平成１６年政令第３３９号）がなされたことに伴い、地域保健法施行令（昭和２３年政令第７７号）第４条に定める保健所長の資格について、別添のとおり、厚生労働省健康局長より各都道府県等衛生主管部（局）長宛に通知がなされましたましたのでお送り申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の保健所が設置されている指定都市、中核市、政令市、特別区の郡市区医師会にも周知いただきますよう、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知の適用は、平成１７年４月１日でありますことを申し添えます。

健発第１２７７０１４号
平成１６年１２月２７日

各　都道府県
　　政令市　衛生主管部（局）長　殿
　　特別区

厚生労働省健康局長

地域保健法施行令第４条に定める保健所長の資格について

地域保健法施行令の一部改正（平成１６年政令第３３９号）に伴い、地域保健法施行令（昭和２３年政令第７７号）第４条に定める保健所長の資格について、下記のとおり通知する。

なお、本通知の適用は平成１７年４月１日とし、「地域保健法施行令第４条第２号、第３号に定める保健所長の資格について」（平成１６年４月１日付け健発第０４０１００１号厚生労働省健康局長通知）については、平成１７年３月３１日限りこれを廃止する。

記

１　地域保健法施行令第４条第１項第２号及び第２項第３号に定める「養成訓練課程」とは、国立保健医療科学院教育訓練規程（平成１４年厚生労働省訓第３８号）第５条に定める「専門課程Ⅰ」をいう。

２　地域保健法施行令第４条第１項第３号に定める「厚生労働大臣が、前２号に掲げる者と同等以上の技術又は経験を有すると認めた者」とは、外国において、１に準じる課程を修了し、公衆衛生修士（ＭＰＨ、ＭＳＰＨ）の学位を取得した者をいう。

ただし、今回の制度改正に伴う経過措置として、平成１９年度までの間、医師免許取得後、公衆衛生関係の研究若しくは教育に３年以上従事した経験を有する者又は診療に５年以上従事した経験を有する者については、１の「専門課程Ⅰ」の科目のうち別表に掲げる６科目を受講し、１２単位を修得することにより、地域保健法施行令第４条第１項第３号に該当する者として取り扱って差し支えない。なお、医師免許取得後、地方公共団体又は国の衛生主管部局に１年以上勤務した経験を有する者については、その勤務期間をそれぞれの経験年数に算入することができるものとする。

また、「専門課程Ⅰ」のうち１２単位のみ修得した者については、全課程を修了することが望ましい。

３　地域保健法施行令第４条第２項第１号に定める「厚生労働大臣が、公衆衛生行政に必要な医学に関する専門的知識に関し医師と同等以上の知識を有すると認めた者」とは、国立保健医療科学院教育訓練規程第５条第４項第１号に定める者と同等以上の学力を有すると国立保健医療科学院長が認め、「専門課程Ⅰ」の受講資格を得た者とする。なお、これを認めるに当たっては、国立保健医療科学院において、次に掲げる出題範囲の試験を行うものとする。

医師国家試験出題基準における
（１）　必修の基本的事項に関する事柄
（２）　医学総論に関する事柄
（３）　医学各論のうち、
ア　健康危機管理関係業務を行う際に必要な感染症、精神疾患、中毒及び外因による疾患に関する事柄
イ　健康増進関係業務を行う際に必要な主要な生活習慣病（悪性新生物、脳血管疾患、心疾患及び糖尿病）及び関連疾患に関する事柄
ウ　その他、公衆衛生行政（特定疾患、小児慢性疾患等の申請を含む。）において関与する可能性の高い疾患に関する事柄

（別表）

科　　目　　名	総単位数
公衆衛生総論	
公衆衛生行政	
健康危機管理論	
保健統計学・疫学	
組織経営・管理	
公衆衛生活動論	
	１２単位

明治二十五年三月三十一日　日刊（行政機関の休日休刊）
第三種郵便物認可　付録資料版（毎週水曜）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○著作権法施行令の一部を改正する政令（三三八）　二
○地域保健法施行令の一部を改正する政令（三三九）　二
○日本国及び大韓民国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例に関する政令（三四〇）　三
○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三四一）　四
○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三四二）　五

〔告　示〕

○指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件（総務八三六～八三九）　六
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務五三七～五三九）　七
○日本国に帰化を許可する件（同五四〇）　七
○千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界知的所有権機関を設立する条約へのシリアの加入に関する件（外務七〇一）　六
○千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約へのブータンの加入に関する件（同七〇二）　六
○平成十六年（二千四年）新潟県中越地震についての特定災害の指定及びこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件（財務四七五）　七
○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁二一二）　七
○兵庫県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件（同二一三）　七
○新潟県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件（同二一四）　七
○職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件（厚生労働三九一）　七
○派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（同三九二）　七
○化粧品基準の一部を改正する件（同三九三）　七
○食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の製品検査業務の休止を許可した件（同三九四）　七
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件（農林水産一九八五）　八
○保安林の指定を解除する件（同一九八六～一九九五）　八
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一九九六）　八
○高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項で準用する同法第五十八条の二十四の規定に基づく指定保安検査機関の業務の全部を廃止する旨の届出があった件（経済産業三九一）　八
○高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき指定保安検査機関を指定した件（同三九二）　八
○中小企業信用保険法第二条第三項第一号の事業者を指定する件（同三九三）　八
○高速自動車国道に関する件（国土交通一三四九）　九
○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件（同一三五〇）　九
○小型船舶検査機構が小型船舶用原動機相当確認等事務を開始する日及び小型船舶用原動機相当確認等事務を行う事務所の所在地に関する件（同一三五一）　九
○小型船舶検査機構が小型船舶用原動機放出量確認等事務を開始する日及び小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う事務所の所在地に関する件（同一三五二）　一〇
○水路測量の実施に関する件（海上保安庁二七七）　一〇
○道路に関する件（北陸地方整備局一二二、一二三）　一〇

〔国会事項〕

内閣　内閣府　法務省　財務省　経済産業省　環境省　一一

〔人事異動〕

官庁事項　一一

〔官庁報告〕

九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一三
労　働　一三
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一三

〔資　料〕

平成十六年八月中国際収支状況（速報）及び平成十六年四～六月中国際収支状況（確報）（財務省）　一三

〔公　告〕

諸事項　一四
官庁　一四
証券会社に対する行政処分、証票無効関係　一四
裁判所　一四
相続、準禁治産、失踪、除権判決、破産、免責、特別清算、再生関係　一四
特殊法人等　一六
独立行政法人都市再生機構、厚生年金基金清算結了・清算人退任、職員の免職処分関係　一六
会社その他　一七

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

地域保健法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成十六年十一月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

政令第三百三十九号

地域保健法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「課程」の下に「（以下「養成訓練課程」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、法第五条第一項に規定する地方公共団体の長が医師をもつて保健所の所長に充てることが著しく困難であると認めるときは、二年以内の期間を限り、次の各号のいずれにも該当する医師でない技術吏員をもつて保健所の所長に充てることができる。

一　厚生労働大臣が、公衆衛生行政に必要な医学に関する専門的知識に関し医師と同等以上の知識を有すると認めた者

二　五年以上公衆衛生の実務に従事した経験がある者

三　養成訓練課程を経た者

3　前項の場合において、やむを得ない理由があるときは、一回に限り、当該期間を延長することができる。ただし、二年を超えることはできない。

第五条中「衛生検査技師」の下に「、管理栄養士」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前条第二項の規定により医師でない技術吏員をもつて保健所の所長に充てる場合（同条第三項の規定により当該期間を延長する場合を含む。）においては、当該保健所に医師を置かなければならない。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　尾辻　秀久

内閣総理大臣　小泉純一郎

日本国及び大韓民国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成十六年十一月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

政令第三百四十号

日本国及び大韓民国の両国において就労する者等に係る国民年金法及び厚生年金保険法の特例に関する政令

内閣は、社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第百二十七号）第三条第一項第四号及び第二項、第四条第二項並びに第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金の被保険者としない配偶者又は子）

第一条　社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第四号の政令で定める配偶者又は子は、次に掲げる者（国民年金の被保険者となることを希望し、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十二条第一項の規定による国民年金の被保険者の資格の取得の届出をすることとなる者を除く。）とする。

一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもつて在留する者

二　前号に掲げる者以外の者であつて、主として法第三条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当する者の収入により生計を維持するもの

2　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第四条の二の規定は、前項第二号に規定する主として生計を維持することの認定について準用する。

（国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項）

第二条　法第三条第一項の規定により国民年金の被保険者としないこととされた者（国民年金法第七条第一項各号のいずれかに該当する者に限る。）が法第三条第一項各号のいずれにも該当しない者となるに至つたときは、その日に国民年金の被保険者の資格を取得する。

2　国民年金法第七条第一項の規定による国民年金の被保険者（日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者に限る。）が法第三条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日に国民年金の被保険者の資格を喪失する。

（厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項）

第三条　法第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者としないこととされた者が同項各号のいずれにも該当しない者となるに至つたときは、その日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得する。

2　厚生年金保険の被保険者が法第四条第一項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（以下「法施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　国民年金の被保険者（日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者に限る。）であつて、法施行日において法第三条第一項の規定により国民年金の被保険者としないこととされたものは、第二条第二項の規定にかかわらず、法施行日に国民年金の被保険者の資格を喪失する。

第三条　厚生年金保険の被保険者であつて、法施行日において法第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者としないこととされたものは、第三条第二項の規定にかかわらず、法施行日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成十六年十一月四日

厚生労働大臣　尾辻　秀久

内閣総理大臣　小泉純一郎

政令第三百四十一号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成十六年十二月一日とする。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成十六年十一月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

政令第三百四十二号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を附則第七項とし、附則第三項の次に次の三項を加える。

4　法附則第五条第一項の政令で定める日は、平成二十一年三月三十一日とする。

5　法附則第五条第二項の政令で定める数は、三百人とする。

6　法附則第五条第二項において読み替えて適用する同条第一項の政令で定める日は、平成二十三年三月三十一日とする。